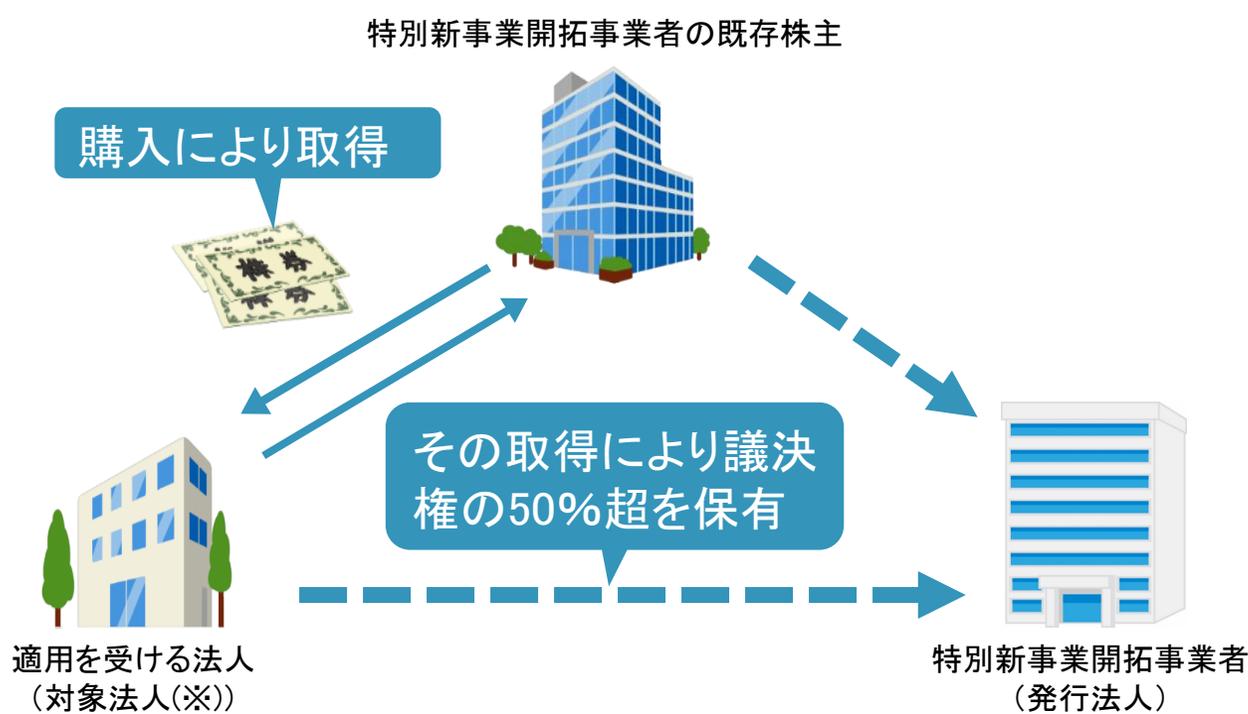


1 オープンイノベーション促進税制の見直し

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し(特定株式の範囲の拡充)

対象となる特定株式(次ページ参照)に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものが加えられ、その取得価額の上限が200億円とされました(措法66の13①)。



※ 本制度の適用を受けることができる法人(この資料において「対象法人」といいます。)は、青色申告書を提出する法人で、共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当するものとされています(措法66の13①、措規22の13①)。

| 改正後 | |
|--|--------------|
| 特定株式 | 1件当たり取得価額の上限 |
| 10ページ参照 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式) | 50億円 |
| 追加 発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるもの (増資特定株式以外の特定株式) | 200億円 |

(2) オープンイノベーション促進税制の見直し(特定株式の意義)

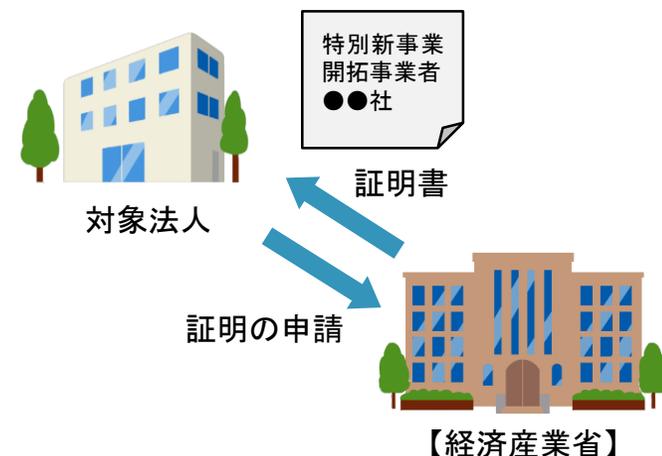
本制度の対象となる特定株式は、特別新事業開拓事業者(※1)の株式のうち、次表の要件を全て満たすもので、経済産業大臣の証明(※2)に係る書類に記載された特別新事業開拓事業者の株式(その特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有している法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式等の一定の株式を除きます。)とされました(措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③)。

- 1 その株式がその特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその株式がその取得(購入による取得に限る。)によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものであること(前ページ参照)
- 2 その株式の保有が次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める期間継続する見込みであること
 - イ 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式 その取得の日から3年を超える期間
 - ロ イの株式以外の株式 その取得の日から5年を超える期間
- 3 上記1又は2のほか、その株式の取得が対象法人及びその特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること

※1 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動(自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます。)に資する事業を行う株式会社(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満の会社又は設立後10年以上15年未満であって直前の事業年度の確定した決算において研究開発費の額の売上高に対する割合が10%以上であり、かつ、営業損失が生じている会社であること等の要件を満たすものに限り、)又はこれに類する外国法人をいいます(措規22の13②、産業競争力強化法2⑳、共同化調査省令2②、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二)。

また、新事業開拓事業者とは、新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要な事業者をいいます(産業競争力強化法2⑥)。

※2 対象法人は、特別新事業開拓事業者の特定事業活動等の実施の状況が経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、その告示で定めるところにより経済産業大臣の証明を受けることができることとされています(共同化調査省令3①一～四、4①、共同化調査省令証明基準)。



(3) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る要件)

発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式以外の特定株式)に係る要件のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式)に係る要件と異なる点は次のとおりです。

| | 増資特定株式に係る要件 | 増資特定株式以外の特定株式に係る要件(※2) |
|----------|--|--|
| 取得方法 | 資本金の額の増加に伴う払込みによる取得(措令39の24の2①一) | 購入による取得(その購入により、特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものに限る。)(措令39の24の2①柱書) |
| 保有見込期間 | 取得の日から3年を超える期間継続して保有する見込みであること(措令39の24の2①ニイ) | 取得の日から5年を超える期間継続して保有する見込みであること(措令39の24の2①二ロ) |
| 取得価額の下限 | 次の区分に応じ次の金額以上であること (共同化調査省令3①一) ・ 特別新事業開拓事業者が内国法人である場合:1億円(対象法人が中小企業者(※1)である場合には、1,000万円) ・ 特別新事業開拓事業者が外国法人である場合:5億円 | 5億円以上であること(共同化調査省令3①二) |
| 対象外となる株式 | ・ 特別新事業開拓事業者に出資をして本制度の適用を受けた後にその特別新事業開拓事業者に出資をする場合(その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%超の議決権を有することとなる場合を除く。)のその特別新事業開拓事業者の株式(措規22の13③、共同化調査省令4①、共同化調査省令証明基準第5①一ハ) | ・ 外国法人である特別新事業開拓事業者の株式(共同化調査省令3①二括弧書) ・ 令和5年4月1日以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本制度の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式(措規22の13③、共同化調査省令4①、共同化調査省令証明基準第5①一イ) |

※1 措法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者をいいます。

※2 この表に掲げる要件以外は、増資特定株式に係る要件と同様です。

(4) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由①)

発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式以外の特定株式)に係る特別勘定の取崩し事由のうち、増資特定株式に係る取崩し事由と異なる点は次のとおりです(措法66の13⑨~⑫、措令39の24の2⑫⑬、措規22の13⑥⑦⑩⑪)。

| 増資特定株式に係る取崩し事由 | 増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由(※1) |
|---|--|
| 特定事業活動に係る継続証明がされなかった場合(取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得したものは5年)を経過した特定株式に係る特別勘定の金額を除く。)(措法66の13⑨⑫一、措令39の24の2⑫、措規22の13⑥⑩) | 特定事業活動に係る継続証明がされなかった場合(取得の日から5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額を除く。)(措法66の13⑨⑫二、措令39の24の2⑬、措規22の13⑥⑪) |
| — | 追加① 特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から5年を経過したものがある場合(その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度においてその特定株式を発行した法人が成長要件を達成した場合を除く。)(措法66の13⑩、措規22の13⑦)(次ページ及び9ページ参照) |
| 特定株式を発行した法人が解散した場合(対象法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。)(措法66の13⑪四) | 特定株式を発行した法人が解散した場合(※2)(措法66の13⑪四) |
| — | 追加② 特定株式を発行した法人の総株主の議決権数の過半数を有しないこととなった場合(措法66の13⑪八) |
| (参考) 取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得したものは5年)を経過した特定株式に係る特別勘定の金額は、取崩し事由に該当する場合であっても益金の額に算入しない(措法66の13⑫一)。 | — |

※1 この表及び次ページの表に掲げる事由以外は、増資特定株式に係る取崩し事由と同様です。

※2 対象法人を合併法人とする合併により解散した場合であっても取崩し事由に該当します。

(4) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由②)

増資特定株式以外の特定株式に係る特別勘定の金額について、成長要件を達成した場合(次ページ参照)はそれぞれ次によることとされています。

| 取崩し事由(※1) | | | 成長要件を達成した場合 | (参考)左記以外の場合 |
|--|---|---|---|---|
| 前ページの追加① 特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から5年を経過したものがあつた場合(※2) | | | 取崩し事由に該当しない(措法66の13⑩括弧書) | 特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑩) |
| 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合に変更があつた場合 | 1 | 出資額割合が減少した場合 | 成長要件を達成したかどうかにかかわらず特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪八) | |
| | | 出資額割合の減少後に、特定株式を発行した法人の総株主の議決権数の過半数を有する場合 | 減少した出資額割合に応じた特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪一) | 特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪三) |
| | 2 | 上記1以外の場合 | 取崩し事由に該当しない(措法66の13⑪三括弧書) | 特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪三) |
| 特定株式につき剰余金の配当を受けた場合(分割型分割及び株式分配によるものを除きます。) | | | 配当を受けた額の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪五括弧書) | 剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係る金額等の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪五) |

※1 この表及び前ページの表に記載している事由以外の取崩し事由に該当する場合は、特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入します。

※2 特定株式を発行した法人が成長要件を達成した場合におけるその特定株式の取得の日から5年を経過した後に増資特定株式と同様の取崩し事由のうち、特定事業活動に係る継続証明がされなかつたこと以外の事由に該当することとなつたときは、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法66の13⑨⑪三⑫二)。

(5) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る成長要件)

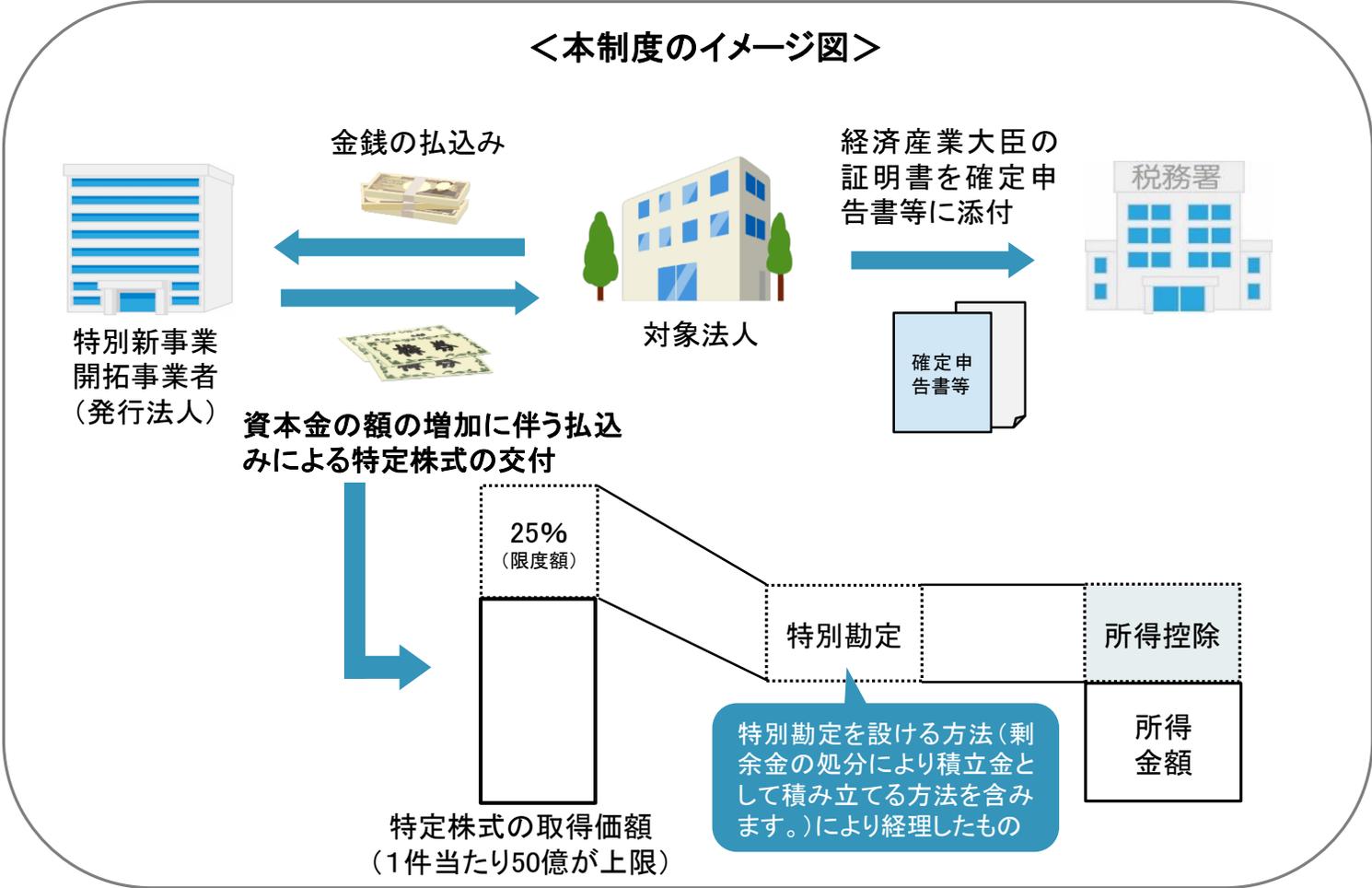
成長要件を達成した場合は、次のいずれかの要件に該当することにつき、経済産業大臣から証明を受けた場合とされています(措規22の13⑦、共同化調査省令4③、共同化調査省令証明基準)。

| 類型 | 特定株式を取得してから5年以内にその特定株式を発行した法人が満たすべき要件 | |
|--|---|---|
| | 成長投資 | 事業成長 |
| 売上高成長類型 | — | 売上高 \geq 33億円 かつ 売上高 \geq 基準年度の決算の売上高 \times 1.7 |
| 成長投資類型(基準年度の決算において、 売上高 \leq 10億円かつ $\frac{\text{研究開発費}+\text{減価償却費}}{\text{売上高}} \geq 5\%$ である法人) | 研究開発費 \geq 4.6億円かつ研究開発費 \geq 基準年度の決算の研究開発費 \times 1.9 又は 減価償却費 \geq 0.7億円かつ減価償却費 \geq 基準年度の決算の減価償却費 \times 3 | 売上高 \geq 1.5億円 かつ 売上高 \geq 基準年度の決算の売上高 \times 1.1 |
| 研究開発特化類型(基準年度の決算(営業損失を生じているものに限る。))において、 売上高 \leq 4.2億円かつ $\frac{\text{研究開発費}}{\text{売上高}} \geq 10\%$ である法人) | 研究開発費 \geq 6.5億円 かつ 研究開発費 \geq 基準年度の決算の研究開発費 \times 2.4 かつ (研究開発費-基準年度の決算の研究開発費) \geq 増資特定株式以外の特定株式の額 \times 15% | — |

※ このページにおいて、基準年度の決算とは、特定株式を取得した日の直前のその特定株式を発行した法人の事業年度の確定した決算をいいます。

(6) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式の取得価額の上限)

資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式)について、対象となる取得価額の上限が50億円(改正前:100億円)に引き下げられました(措法66の13①一)。



| | |
|------------------------------------|--------------|
| 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式) | 1件当たり取得価額の上限 |
| 改正前 | 100億円 |
| ↓ | |
| 改正後 | 50億円 |